

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt;母子・父子福祉事業&gt;</p> <p>(1) 婦人共励会事業</p> <p>母子家庭の母及び寡婦の自立促進を図り、その福祉の向上に資する活動を支援するため2町とも団体への助成を行っています。</p> <p>2町を比較すると、浜坂町は郡婦人共励協議会への負担金のみで、町婦人共励会へは助成していませんが、温泉町では郡婦人共励協議会の負担金を含め町婦人共励会に補助金を交付しているため調整が必要となります。</p> <p>2町の婦人共励会については、同じ目的の組織のため、平成17年度から統合することが適当と思われます。</p> <p>助成金については、新町婦人共励会への「補助金」と郡婦人共励協議会への「負担金」を分けることが適当と思われます。</p> <p>新町婦人共励会への補助金については、他団体との均衡を図る必要がありますが、平成17年度から温泉町の例により統一することが適当と思われます。</p> <p>&lt;高齢者福祉事業&gt;</p> <p>(1) 老人クラブ事業</p> <p>老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするるとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的としています。</p> <p>現在、2町のクラブ数は75団体、会員数は3,714人で住民の約2割が参加し活動を行っており、町としても会員が自主的かつ積極的に参加できる事業の実施に努め、それら活動に対し適当な援助を行っています(老人福祉法第13条)が、運営については、会員により自主的に行うこととされています。</p> <p>単位老人クラブは同一の事務であり、現在及び将来の長寿社会を勘案すると、現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>2町の老人クラブ連合会については、その目的が同じであるため合併後最初の年度から統合することが適当と思われます。</p> <p>単位老人クラブへの補助金については、県補助対象クラブ(会員数50人以上)は、県補助基準単価の106,560円(単位クラブ助成事業分46,560円・活動強化推進事業分60,000円)の範囲内とし、県補助対象外の小規模クラブ(50人未満)については、県補助対象クラブへの補助率が2/3であることから、その補助基準単価の1/3の範囲内とすることが適当と思われます。</p> <p>老人クラブ連合会への補助金については、県補助基準(会員数×72円+194,000円+〔特別事業・健康づくり事業分〕)とすることが適当と思われます。</p> <p>(2) 長寿祝金等支給事業</p> <p>長寿祝金等支給事業は、永年にわたって健康の保持に努め、勤労に励み、社会に参加した長寿者に対して、その長寿を祝福するとともに町民の敬老思想の高揚を図ることを目的に行われています。</p> <p>2町の祝金等支給事業については、浜坂町は百寿(100歳)のみを対象としており、温泉町は長寿(80歳)、米寿(88歳)、百寿(100歳)を対象としており、又、支給金額についても差異があるため調整が必要となります。</p> <p>対応策としては、他の同様の祝福事業を一体的に勘案する中、又、平均寿命の高齢化を考慮し、平成17年度から支給対象者を百寿者(100歳)のみとし、温泉町の長寿(80歳)・米寿(88歳)祝金は廃止することが適当と思われます。</p> <p>祝品・支給要件・支給日・支給方法については温泉町の例により調整することが適当と思われます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	

(3) 金婚夫婦祝福事業

結婚50年を迎える夫婦を顕彰又は招き、長寿と繁栄を祝うことを目的に実施しています。

浜坂町では、毎年5月に豊岡市で開催される民間主催の金婚夫婦祝福表彰式への送迎と併せて記念品を配布していますが、温泉町では、毎年11月に金婚夫婦を祝う会を開催し、式典、講演、記念品の贈呈を行っています。

2町において事業内容が異なるため調整の必要がありますが、豊岡市での祝福表彰式には近隣の市町も参加していることなどから、合併後は浜坂町の例により実施することが適当と思われる。

(4) 長寿等祝福事業

多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする県の長寿祝金支給事業に併せ、町独自でも祝品等を配布しています。

県長寿祝金支給対象者及び米寿者への祝品配布については2町とも同様に実施していますが、浜坂町では、最高齢者及び最高齢夫婦にも祝品を配布しているため調整が必要となります。

調整に際しては、他の同様の祝福事業を一体的に勘案し、合併後は、最高齢者、最高齢夫婦祝品は廃止し、県長寿祝金支給対象者への町独自分を米寿者(数え88歳)への祝品のみとすることが適当と思われる。

(平成17年度からの県祝金支給事業対象者年齢変更により米寿者・百寿者と重なるため)  
(参考)

県長寿祝金の支給方法(金額)は経過措置の終了する平成17年度に見直し  
 現行(H15・H16) 87歳：2,000円 88歳以上：10,000円  
 改正(H17～) 88歳：30,000円 100歳：50,000円

2. 調整方針

<母子・父子福祉事業>

(1) 婦人共励会事業

婦人共励会については、平成17年度から統合する。

補助金については、他団体との均衡を確保した上、平成17年度から温泉町の例により統一する。

<高齢者福祉事業>

(1) 老人クラブ事業

単位老人クラブの組織は、現行のまま新町に引き継ぐ。

単位老人クラブへの補助金については、平成17年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし小規模老人クラブについては県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。

老人クラブ連合会の組織については、平成17年度から統合し、補助金については、平成17年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。

(2) 長寿祝金等支給事業

長寿祝金等支給事業については、平成17年度から再編する。

支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿・米寿祝金は廃止する。

(3) 金婚夫婦祝福事業

金婚夫婦祝福事業については、合併時に浜坂町の例により統一する。

(4) 長寿等祝福事業

長寿等祝福事業については、平成17年度から再編する。

最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品については、廃止する。

県長寿祝金支給事業対象者への祝品配布対象者は、米寿者のみとする。

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	
3 - 1 . 事務事業現況比較表(母子・父子福祉)		
区 分	浜坂町	温泉町
婦人共励会 事業	<組織> ・対象 母子家庭の母、寡婦 ・会員 H15年度 31人	<組織> ・対象 母子家庭の母、寡婦 ・会員 H15年度 55人
	<助成> 美方郡婦人共励協議会負担金 (H15年度 57,000円) 浜坂町婦人共励会補助金はなし	<助成> 温泉町婦人共励会補助金 (H15年度 139,000円) 美方郡婦人共励協議会負担金43,000円含む
	<事務局> 社会福祉協議会	<事務局> 社会福祉協議会

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	
3-2. 事務事業現況比較表(高齢者福祉)		
区分	浜坂町	温泉町
老人クラブ事業	老人クラブ助成事業	老人クラブ助成事業
	<p>&lt;組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 おおむね60歳以上 同一小地域内に居住する者</li> <li>・クラブ数 H15年度 38団体</li> <li>・会員 H15年度 1,876人</li> </ul> <p>&lt;助成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位老人クラブ</li> <li>・50人以上(県補助対象) 35団体 @108,600円(補助単価に2,040円の上乗せ)</li> <li>・50人未満(町単独補助) 3団体 @36,200円</li> </ul>	<p>&lt;組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 おおむね60歳以上 同一小地域内に居住する者</li> <li>・クラブ数 H15年度 37団体</li> <li>・会員 H15年度 1,838人</li> </ul> <p>&lt;助成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位老人クラブ</li> <li>・50人以上(県補助対象) 28団体 @106,560円</li> <li>・50人未満(町単独補助) 9団体 @39,000円</li> </ul>
長寿祝金等支給事業	百寿祝金支給事業	長寿祝金支給事業
	<p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百寿祝金 満年齢100歳に達した者 (H15年度 1人)</li> </ul>	<p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿祝金 満80歳に到達した者 (H15年度 85人)</li> <li>・米寿祝金 満88歳に到達した者 (H15年度 42人)</li> <li>・百寿祝 満100歳に到達した者 (H15年度 0人)</li> </ul>
	<p>&lt;祝金等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百寿祝金(30万円)・祝品(額)</li> </ul>	<p>&lt;祝金等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿祝金 5千円</li> <li>・米寿祝金 10千円</li> <li>・百寿祝 祝品(金杯)及び祝状</li> </ul>
	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に居住してから引き続き15年以上経過し、現に本町に居住している者</li> </ul>	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿・米寿祝金は住所を有する者</li> <li>・百寿祝は本町に居住してから引き続き10年以上経過し、現に引き続き居住している者</li> </ul>
	<p>&lt;配布日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100歳の誕生日</li> </ul>	<p>&lt;配布日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿祝金及び米寿祝金は、当該対象年齢に到達した日の月</li> <li>・百寿祝は100歳の誕生日</li> </ul>
	<p>&lt;配布方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が訪問</li> </ul>	<p>&lt;配布方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿・米寿祝金は民生委員が月単位で配布</li> <li>・百寿祝は町長が訪問</li> </ul>

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	
3-2. 事務事業現況比較表(高齢者福祉)		
区分	浜坂町	温泉町
金婚夫婦 祝福事業	金婚夫婦祝福事業	金婚夫婦を祝う会
	<目的> 結婚50年を迎える金婚夫婦を顕彰する	<目的> 結婚50年を迎えた夫婦を招き、長寿と繁栄を祝う
	<対象> 町内在住の結婚50年を迎える夫婦 (H15実績 31組)	<対象> 町内在住の結婚50年を迎えた夫婦 (H15実績 31組)
	<申込方法> 夫婦の戸籍抄本を添付し申込用紙を提出 婚姻から50年を迎える夫婦については、 第三者の証明が必要	<申込方法> 申込用紙を届出
	<事業内容> 記念品を配付(3,000円相当のアルバム)	<事業内容> 式典、講演、記念品贈呈(@2,500円相当)
	<事業の共催> 社会福祉協議会(祝品:紅白饅頭)	<事業の共催> 社会福祉協議会(祝品:紅白饅頭)
	<実施時期> 5月	<実施時期> 11月
	<その他> 民間主催の金婚夫婦祝福表彰式(豊岡市) までの送迎(バス借上げ)とあわせて実施する	<その他> 民間主催の金婚夫婦祝福表彰式(豊岡市) への送迎は行っていない
長寿等祝福 事業	長寿祝福事業	敬老の日祝福事業
	<対象> 県長寿祝金支給事業対象者(H15対象者: 大正5年9月16日以前生 237人) 米寿者(H15対象者:大正5年1月1日~12 月31日生 39人) 最高齢者(男女各1人) 最高齢夫婦	<対象> 県長寿祝金支給事業対象者(H15対象者: 大正5年9月16日以前生 202人) 米寿者(H15対象者:大正5年1月1日~12月 31日生 43人)
	<祝品等> 2,000円分の商品券(浜坂町ニコニコ商品券) 米寿祝品セット〔額付記念写真(希望者のみ)・賞状・木盃・高砂(生菓子)〕 祝品(5,000円相当) 祝品(5,000円相当)	<祝品等> 2,000円相当の祝品(お茶) 米寿記念写真の贈呈〔写真撮影等は業者の厚志(希望者のみ):額縁は町負担〕
	<支給要件> 町に住所を有するもの	<支給要件> 町に住所を有するもの
	<配付日> 9月(敬老の日以前)	<配付日> 9月(敬老の日以前)
	<配付方法> 町長、助役、収入役、教育長、課長、健康福祉課職員、社協理事長・事務局長・職員の10班編成で該当者宅を訪問	<配付方法> 町長、助役、収入役、民生委員、保健福祉課・社会福祉協議会の職員で5班編成で該当者宅を訪問
	<事業の共催> 社会福祉協議会(祝品の一部負担)	<事業の共催> 社会福祉協議会(祝品の一部負担)